

# 河原調理専門学校学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、調理技法の基礎的実務能力の育成及び、誠実にして努力を惜しまない有能な技術者の人材育成をし、個性ある無限の創造力を引き出すことで、価値観の変化、国際化、情報化の進展する社会において、積極的に寄与できる人材を育成することを目的とする。

2 本校の専門課程(調理科)は、専門職としての誇りと自覚をもって、地域社会及び文化の隆盛に寄与する有能な人材を育成していくことを目的とする。また、社会人としての基本マナーを身に付けながら、食やサービスの分野で、人々の豊かな生活や健康をサポートできる高度な専門能力の習得を目指す。

3 本校の高等課程(調理師養成学科)は、学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、調理技法の基礎的実務能力の育成及び、誠実にして努力を惜しまない有能な技術者の育成をし、個性ある無限の創造力を引き出すことで、価値観の変化、国際化、情報化の進展する社会において、積極的に寄与できる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、河原調理専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、愛媛県松山市一番町1丁目1-3に置く。

## 第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(本校の課程、学科及び修業年限並びに定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限、定員は次のとおりとする。

	課程名 (分野)	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
昼	専門課程 (衛生)	調理科	1年	36人	36人	1	
	高等課程 (衛生)	調理師養成学科	3年	36人	108人	3	
		計		72人	144人		

(学年、学科の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 前項の前期・後期の期間は、校長が教育上必要と認める場合は変更することができる。

(休校日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(2) 土曜日及び日曜日

(3) 学校創立記念日

(4) 春季休業 4月1日から 4月10日まで

(5) 夏季休業 7月21日から 8月31日まで

(6) 秋季休業 9月28日から 10月2日まで

(7) 冬季休業 12月21日から 1月7日まで

(8) 学年末休業日 3月21日から 3月31日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

### 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1、2のとおりとする。

第8条 1単位時間を50分とする。

- 2 専門課程(調理科)においては、30単位時間で1単位とすることを基準とする。
- 3 専門課程(調理科)の卒業に必要な授業時数は960時間とし、単位を32単位とする。
- 4 高等課程(調理師養成学科)においては、35単位時間で1単位とすることを基準とする。
- 5 高等課程(調理師養成学科)の卒業に必要な授業時数は2,415時間以上とし、単位を69単位以上とする。
- 6 本校における教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努める。
- 7 本校の専門課程(調理科)に入学する生徒が食品学・栄養学・製菓理論の単位を修得している場合、「食品と栄養の特性」の単位に置き換えることができる。ただし、置き換える単位は4単位を上限とする。
- 8 本校の専門課程(調理科)に入学する生徒が食品衛生学・公衆衛生学の単位を修得している場合、「食品の安全と衛生」の単位に置き換えることができる。ただし置き換える単位は4単位を上限とする。

(始業・終業時刻)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名 (分野)	学科名	始業時刻	終業時刻
昼	専門課程 (衛生)	調理科	9時30分	16時55分
	高等課程 (衛生)	調理師養成 学科		

(教職員組織)

第10条 本校において専門課程には次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 副校長 1人(必要に応じて置くことができる。)
- (3) 教頭 1人(専任)
- (4) 教員 7人(以上)(専任4人、兼任3人)
- (5) 助手 1人(以上)
- (6) 事務職員 1人(以上)
- (7) 学校医 1人

第4章 入学、休学、退学、卒業及び罰則

(入学資格)

第11条 本校の専門課程(調理科)の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校又はそれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の後期課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第183条に掲げる者

2 本校の高等課程(調理師養成学科)の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条第1項第1号から第4号に掲げる者
- (4) その他専修学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は毎年4月1日とする。

(入学手続・許可)

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学許可された者は、入学許可の日から14日以内に第21条に定める入学金を添えて入学手続きをとらなければならない。

(転入学及び編入学)

第14条 校長は、本校に転入学又は編入学を希望する者がいるときは、その事情及び学力を審査した上でこれを許可することができる。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業・修了の認定)

第17条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

第18条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(褒章)

第19条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒章することがある。

(懲戒)

第20条 生徒がこの学則、その他の本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分におとる行為があったときは懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の1に当該する生徒に対して行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席ができない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他の生徒としての本分に反する者

(5) 暴力行為及びいじめの行為を繰り返し行う者

## 第5章 入学金 授業料 その他

(納付金)

第21条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

専門課程（調理科）

入学検定料	10,000円
入学金	150,000円
授業料	500,000円（年額）
実習費	250,000円（年額）
施設設備費	150,000円（年額）
補助活動費	150,000円（年額）

高等課程（調理師養成学科）

入学検定料	10,000円
入学金	50,000円
授業料	400,000円（年額）
実習費	100,000円（年額）
施設設備費	100,000円（年額）
補助活動費	150,000円（年額）

(納入及び納入の特例)

第22条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。
- 3 授業料については、前期・後期の分納とすることができる。他の納付金については、年度の初めに一括納入とする。
- 4 成績優秀者であって、経済的理由により修業が困難であるなど特別の事情があると認められた者には、授業料を減免、又は学資の貸与、若しくは給付することができる。

(滞納)

第23条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を6箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることがある。

(納入金の還付)

第24条 すでに納入した授業料、入学金、実習費、施設設備費等は、原則として返還しない。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(資格の取得)

第26条 本校の学科を卒業した者には、調理師の国家資格が与えられる。

(寄宿舍)

第27条 本校に寄宿舍を設置できる。その場合、寮規則は校長が別に定める。

(施行期日)

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし27年度以降に入学した学生については、本学則の第7条の別表の規定を入学年度にさかのぼって適用する。

この学則の施行に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附則

令和3年10月15日愛媛県知事認可のこの学則は、令和4年4月1日から施行する。

この学則の施行に関して必要な事項は、校長が別に定める。